

## 2. 第3次愛媛県男女共同参画計画及び推進体制

## 2 (1) 第3次愛媛県男女共同参画計画の概要

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年5月に第1次愛媛県男女共同参画計画を策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行など推進体制の整備や施策の推進に取り組みました。その後、国の動向（新たな基本計画の策定等）や社会経済環境の状況等を踏まえ、平成23年3月に、令和2年度を目標年度とする第2次愛媛県男女共同参画計画を策定しました。

そして、平成27年度には、第2次計画期間の中間となることから、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、中間改定を行いました。以降、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に取り組んでいましたが、令和2年度は計画の最終年度となり、国も第5次男女共同参画基本計画を策定したことから、社会経済環境の状況や国の動向などを踏まえた第3次男女共同参画計画の策定を行いました。なお、第3次男女共同参画計画の策定に当たっては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」や同法に基づく基本方針を踏まえ、県が策定することができる県域内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を一体的に整備しました。

### 1 計画の目標

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会

— 男女共同参画社会の実現を目指します —

（テーマ）

～<sup>ひめ</sup>媛の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

### 2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画
- (3) 県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画
- (4) 県民、事業者における家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に努める指針及び職業生活における女性の活躍を推進するための指針
- (5) 市町における男女共同参画基本法及び女性活躍推進法に基づき、実情に応じて策定する市町計画及び施策の指針

### 3 計画の期間

初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度（西暦2030年度）までの10年間とします。

なお、社会経済環境の変化や進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

### 4 計画の構成

愛媛県男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び女性活躍推進法第6条に基づき、施策の基本的方向を定めた「施策の大綱」と計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。

## 2 (2) 第3次愛媛県男女共同参画計画体系表

### ○施策の大綱

男女共同参画社会の実現

～媛（ひめ）の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

共通課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの実現</li> <li>・アンコンシャス・バイアスの解消</li> <li>・ポストコロナ・ニューノーマルへの対応</li> </ul>
------	---

主要課題	重点目標	施策の方向
1 男女の人権の尊重	(1)女性に対する暴力の根絶	①暴力の発生を防ぐ環境づくり ②女性に対する暴力への厳正な対処 ③被害女性に対する保護等の充実 ④性暴力への対策の推進 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応
	(2)メディアにおける男女の人権の尊重	①メディアにおける人権尊重の自主的取組 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進
	(3)生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた女性の健康支援 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進
	(4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供
	(2)男女共同参画の視点に立った学びの推進	①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大	①行政における女性の参画拡大 ②民間部門における女性の参画拡大 ③政治分野における男女共同参画の促進
	(2)女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援	①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援
	(3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	①災害対応における男女共同参画の視点の強化 ②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④地域における国際交流・協力の促進
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	①働き方改革（多様で柔軟な働き方等）によるワーク・ライフ・バランス等の実現 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③男女が共に参画する地域づくり
	(2)安心して子どもを育てられる環境整備	①育児を支援する環境の整備 ②就業継続・再就職の支援 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保
	(3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	①高齢者が障がい者等の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり
5 雇用等における男女共同参画の推進	(1)男女均等な雇用環境の整備	①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ②積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 ③ハラスメント防止対策の促進
	(2)職業生活における女性の活躍推進	①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ②男性の意識と職場風土の改革 ③起業等の女性のチャレンジ支援 ④情報の収集、提供及び啓発活動
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	①方針決定過程等への女性参画の推進 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革

○推進体制

主要課題	重点目標	施策の方向
推進体制の充実	1 男女共同参画推進条例の適切な施行	男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置
	2 市町、関係機関、民間団体との連携強化	えひめ女性活躍推進協議会（県内経済団体等で設立）や愛媛労働局、大学等との連携
	3 拠点施設の充実、機能強化	地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化
	4 計画の進行管理、公表	E B P Mに基づくP D C Aサイクルの着実な推進